

慶應義塾大学医学部三四会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会を、慶應義塾大学医学部三四会（以下本会）という

(事務所)

第2条 本会の本部事務所を、東京都新宿区信濃町35番地慶應義塾大学医学部内に置く
(以下慶應義塾大学を本学、同大学医学部を本医学部という)

(支部)

第3条 本会に支部を置くことができる。支部に関する規約は別に定める

(目的)

第4条 本会は、本医学部と密接な連携を保ち、会員相互の親睦、医学医術の研鑽に努め、福澤、北里両先生建学の訓えを体して慶應医学の隆盛発展に寄与することを目的とする

(事業)

第5条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う

1. 研修会および研究会の開催
2. 奨学金および研究費の供与
3. 会員に対する諸表彰
4. 機関紙および会員名簿などの刊行
5. 三四会館、赤倉山荘の経営
6. 本医学部学生の活動に対する援助
7. その他の事業

第2章 会 員

(資格)

第6条

1. 本会の会員は、正会員（以下会員）および準会員とする
2. 会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする
 1. 本医学部および本学付属医学専門部の卒業生
 2. 本医学部卒業生以外の本医学部の教員で入会を希望する者
 3. 本医学部卒業生以外、本学大学院医学研究科学生ならびに専攻生、および本医学部研修医ならびに共同研究員で入会を希望する者
 4. その他理事会の選考および評議員会の承認を得た者
3. 本医学部学生は、準会員とする

(義務)

第7条 本会々員は次の義務を負う

1. 会員は、三四会々員の誇りを堅持し、社会の尊敬と信頼に応える人格の陶冶に努め、かりにも医の倫理にそむくことがあってはならない

2. 会員は、会則その他本会の定める事項を遵守し、本会の目的達成に協力するものとする
3. 会員は、本会の定める入会金、年会費およびその他の負担金を納入しなければならない
その賦課徴収については別に定める
4. 会員は、住所勤務等に移動のあった場合、遅滞なくこれを本部事務所に届出るものとする

(権利)

第8条 会員は、本会の発行する機関紙および名簿等の配布をうけるとともに、会館、赤倉山荘その他の施設を優先して利用する権利を有する

2. 準会員については理事会において規定する

(資格の喪失)

第9条 会員は次の場合にその資格を失う

1. 退会
2. 死亡
3. 除名

第3章 評議員

(評議員)

第10条 本会に評議員を置く

2. 評議員は、各卒業年次クラス会、各教室の同窓会および各地区三四会支部（以下母体）より推薦された会員とする
3. 各母体の評議員数を次の如く定める
 - 1) 卒業年次クラス会 各 2名
 - 2) 教室の同窓会 各 1名
(原則として同窓会長とする)
 - 3) 三四会支部 各 1名
(原則として支部長とする)
4. 評議員は、評議員会を組織し、会則の定めるところに従って本会の重要事項を審議決定する
5. 評議員は、その推薦母体と三四会本部との密接な連絡に当るものとする
6. 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない
7. 評議員に欠員を生じたときは、各推薦母体はこれを補充しなければならない。ただし、その任期は前評議員の残任期間とする

(評議員会議長および副議長)

第11条 評議員会に評議員会議長および副議長を置く。その選任方法は別に定める

2. 評議員会議長は、評議員会を主宰し、これを統括する
3. 評議員会議長および副議長は、理事会に出席し、意見を述べることができる
4. 評議員会副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する

5. 評議員会議長および副議長の任期は、評議員に準ずる

第4章 役員

(種別)

第12条 本会に次の役員を置く

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 3名
- 3) 理事 25名以内 (会長、副会長を含む)
- 4) 監事 3名

(選出)

第13条 役員は評議員会において選出する。その手続きおよび方法については別に定める

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総裁する

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
3. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する
4. 監事は、本会の事業、経理および資産を監査するとともに、理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、他の役職を兼務することおよび、会議の票決に加わることはできない

(任期)

第15条 役員任期は3年とし再任を妨げない。ただし、原則として75歳を超えて選出されない

2. 補欠によって就任した役員任期は、前役員残任期間とする
3. 役員は、任期満了後も、後任役員就任までは、その職務を執行するものとする
4. 役員に本会役員としてふさわしくない行為のあったとき、または役員に特別の事情あるとき、会長は、評議員会に諮って、当該役員を解任することができる。なお、当該役員は、その評議員会において意見を述べるることができる

第5章 顧問

(顧問)

第16条 会長は、評議員会の承認をえて、会員に顧問を委嘱することができる

2. 顧問は、会長の諮問にこたえ又必要に応じて理事会に出席し意見を述べるることができる
3. 顧問の任期は委嘱した会長の任期に準ずる

第6章 会議

(種別)

第17条 本会の会議は、総会、評議員会および理事会とする

(総会)

第18条 総会は、特別の場合を除き、評議員会をもってこれに代えることができる

(臨時総会)

第 19 条 会長が必要と認めたとき、又理事の 3 分の 1 以上、監事全員、評議員の 3 分の 1 以上又は会員の 5 分の以上から請求のあったとき、会長はその議題および開会期日を全会員に公示して、30 日以内に臨時総会を招集しなければならない

2. 臨時総会の成立には会員の 10 分の 1 以上（委任状を含む）の出席を要する
3. 臨時総会の議長および副議長は出席会員の互選によって定める
（評議員会）

第 20 条 会長は年 1 回以上評議員会を招集しなければならない。年度第一回評議員会は北里記念式典のある週の土曜日とする

2. 会長は全会員に、評議員会の期日および議題を予告すると共に、事後その議決事項を公示しなければならない
3. 評議員会の成立には、評議員 2 分の 1 以上（委任状を含む）の出席を要する
4. 臨時評議員会の招集および成立は臨時総会に準ずる
（評議員会の議事）

第 21 条 評議員会は次の理事会提出案件を審議し議決する

1. 事業報告ならびに決算報告
2. 事業計画案ならびに予算案
3. 評議員会議長および役員を選出
4. 会則の変更
5. その他本会の目的達成に必要な事項

第 22 条 評議員会は、前条のほか、会員の提案について審議し、これを議決する。提案審議にいたる手続きは別に定める

（理事会）

第 23 条 会長は、原則として、隔月 1 回理事会を招集する

2. 理事会の成立には理事の 3 分の 2 以上の出席を要する。但し予め議題につき意見表示のあった理事は出席とみなす
3. 理事会の議長、副議長はそれぞれ会長、副会長とする
4. 会長が必要と認めた場合のほか、理事の 3 分の 1 もしくは監事 2 名以上から請求のあった場合、会長は臨時理事会を招集しなければならない

（会議の議決）

第 24 条 総会、評議員会および理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを裁決する

2. 諸会議の議決事項は、これを会員に公示するものとする
（議事録）

第 25 条 議長は議事、議決およびその経過について議事録を作成、これを保管しなければならない

2. 議事録には議長の指名する議事録署名人（2 名）の署名捺印を要する

3. 会員は会長の承認を得て、議事録を閲覧することができる

第7章 委員会

(各種委員会)

第26条 会長は、必要に応じて本会の委員会を設置することができる。各種委員会については別に定める

第8章 会計

(経理)

第27条 本会の経理は、入会金、年会費、負担金およびその他の収入をもって運営する
(特別会計)

第28条 本会の会計に特別会計を設けることができる

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(予算および決算)

第30条 本会の予算および決算は評議員の審議承認を要する

2. 本会の決算は、監事による監査をへなければならない

(資産)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において定める

第9章 事務局

(職員)

第32条 本会の会務を処理するため、事務局を設け書記などの職員をおく。事務局規程は理事会において定める

2. 職員は有給とし、会長が任免する

第10章 会則の変更

(会則の変更)

第33条 会長は、必要に応じて委員会を設け、会則を変更することができる。但し総会または評議員会において出席者3分の2以上(委任状を含む)の承認を要する

第11章 附 則

(施行)

第34条 本会則は昭和61年(1986)6月12日より施行する

2. 本会則施行期日現在の会員は第6条に限ることなく引続き本会々員とする

3. 本会則は平成16年6月12日改訂施行された